

長料 資室 策對綿明 說石

# アスベスト訴訟への対応について

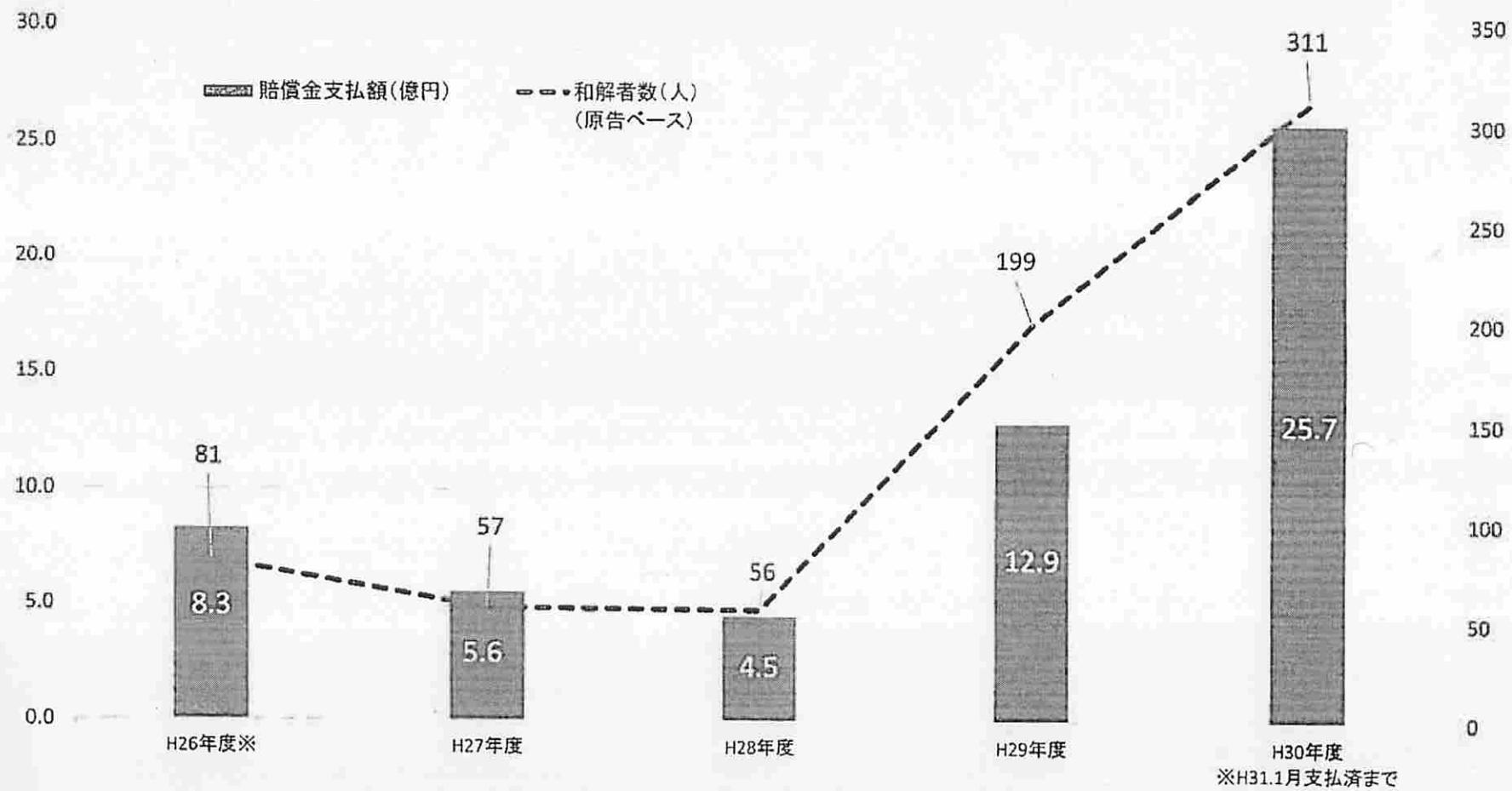
資料IV-1

- アスベスト(石綿)にばく露した労働者が石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかつたためとして、国家賠償請求訴訟を提起。

	工場労働者型訴訟	建設労働者型訴訟
原 告	石綿工場の元労働者・その遺族	建設業の元労働者・その遺族
係属訴訟数等 (H30.12月末時点)	係属中: 127訴訟(原告総数605名、請求総額約58億円) 和解実績: 138訴訟 (原告総数704名、国責任額及び遅延損害金約57億円)	15訴訟(原告総数873名、請求総額約270億円)
当時の知見・国の認識	・石綿肺、肺がん、中皮腫等に関する医学的知見の集積時期	・建設労働者の石綿関連疾患罹患の実情を国が認識した時期／国が危険性を認識することが可能となつた時期
主な争点 国の規制権限の不行使	・ <u>局所排気装置の設置義務付け</u> 【違法とされた期間: S33.5.26～46.4.28】 ・石綿粉じん濃度の基準設定【違法なし】 ・防じんマスクの着用義務付け【違法なし】 等	・防じんマスクの着用義務付け ・有害性の警告表示義務付け ・石綿の製造等の禁止 ・集じん機付き電動工具の使用義務付け ・一人親方等に対する責任 等
経過	◎大阪泉南アスベスト訴訟(第1陣・第2陣) ・国一部敗訴の最高裁判決(H26.10.9) ・今後の対応方針について大臣談話 (H26.10.21) ・大臣が原告と面会しあわび(H26.10.27) ・泉南1陣原告と和解(H26.12.26) ・大臣が泉南を訪問し、お詫び(H27.1.18)  ・同様の状況にあった石綿工場の元労働者等についても、訴訟を提起してもらい、最高裁判決に沿って、訴訟上の和解を行っている。	全国の裁判所で係属中又は上告受理申立中 ・横浜1陣判決(国一部敗訴)(H29.10.27)→上訴(H29.11.9) ・東京1陣判決(国一部敗訴)(H30.3.14)→上訴(H30.3.27) ・京都1陣判決(国一部敗訴)(H30.8.31)→上訴(H30.9.13) ・大阪1陣判決(国一部敗訴)(H30.9.20)→上訴(H30.10.3)
対応	・和解手続の周知 (医療機関等でのポスターの掲示、個別周知の実施)	・ <u>工場労働者型訴訟とは事実関係・争点が異なり</u> 、裁判所の判断が分かれていることから、裁判過程を通じて、国の責任の有無を明らかにしていく方針で臨んできているところ。

## 工場型アスベスト訴訟 実績推移

資料IV-2



※H26年度の支払いは、大阪泉南訴訟(第1陣、第2陣)の判決分。

# 石綿(アスベスト)工場 の元労働者やその遺族の方々のうち 一定の要件を満たす方に 賠償金をお支払いします

平成26年10月の大坂泉州アスベスト訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められました。

この賠償金の請求方法についてのご案内です。

## Q1. どうすれば賠償金がもらえますか？

国を提訴し、訴訟の中で以下の要件を満たすことが確認され、和解が成立した場合には、賠償金をお支払いします。

(1) 昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場(※)内において、石綿粉じんにばく露する作業に従事したこと。

※ 石綿紡織工場、石綿含有建材・製品の製造工場など(石綿工場以外の従業員であった場合でも要件を満たす場合があります。詳しくは弁護士などにご相談ください。)

(2) その結果、石綿による一定の健康被害(※)を被ったこと。

※ 石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚など

(3) 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内(※)であること。

※ 期間内であるかについては、弁護士などにご相談ください。

※ 石綿による健康被害により労災保険を受給している(過去に受給した)方や石綿によるじん肺管理区分決定(管理2以上)を受けた方のすべてが和解の対象になるとは限りません。

賠償金の支払いを受けるためには、訴訟の中で上記Q1の要件を満たすことが確認され、和解が成立する必要があります。

詳しくは、裏面の法テラスや弁護士会(裏面参照)などにご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## Q2. 石綿工場は既になくなっているのですが、賠償金はもらえますか？

勤務していた石綿工場が既になくなっていても、Q1（表面）の要件を満たすことが確認されれば、賠償金をお支払いします。

## Q3. 石綿による病気のため労災保険や石綿健康被害救済法による給付を受けていますが、賠償金はもらえますか？

労災保険や石綿健康被害救済法による給付とは別に、賠償金をお支払いします。

## Q4. 賠償金はいつ頃にいくらもらえますか？

国を提訴していただき、Q1（表面）の和解要件を満たすことが確認され、和解が成立すれば賠償金をお支払いします。

石綿工場の元労働者ご本人が既に亡くなっている場合には、遺族（相続人）の方にお支払いします。

和解により国がお支払いする賠償金の額は、疾患の種類や病状によって異なります。

## Q5. もっと詳しい内容を知りたいのですが？

詳細については法テラスや弁護士会などにご相談ください。

（最寄りの法テラスや弁護士会は下記のホームページからご覧いただけます。）

### お問合せ先

#### 法テラス（日本司法支援センター）

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

電話 0570-078374

（平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00）

#### 日本弁護士連合会

ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 建設アフベスト訴訟の概要及びこれまでの判決結果

資料IV-4

○建設業に従事していた元労働者らが石綿粉じん曝露により健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、国に対し、健康被害又は死亡による損害賠償を請求。

○全国で15訴訟が係属中。これまで、地裁で1勝6敗、高裁で4敗。横浜1陣、東京1陣、京都1陣、大阪1陣は上告受理申立てを行った。

主な争点	横浜1陣	東京1陣	京都1陣	大阪1陣	福岡1陣	札幌1陣	横浜2陣
	高裁判決 (国一部敗訴、双方上訴) (平成29年10月27日)	高裁判決 (国一部敗訴、双方上訴) (平成30年3月14日)	高裁判決 (国一部敗訴、双方上訴) (平成30年3月31日)	高裁判決 (国一部敗訴、双方上訴) (平成30年9月20日)	地裁判決 (国一部敗訴、双方上訴) (平成28年11月7日)	地裁判決 (国一部敗訴、双方上訴) (平成29年2月14日)	地裁判決 (国一部敗訴、双方上訴) (平成29年10月24日)
原告数	89名	354名	27名	33名	51名	33名	61名
認容額を持つ原告数 (判決時点)	44名	327名	27名	31名	36名	29名	37名
認容額	約2億3,270万円	約22億8,148万円	約1億8,900万円	約2億1,800万円	約1億4,000万円	約1億7,600万円	約2億6,000万円
①防じんマスクの着用義務付け	違法 ・S58.1～H7.3 (屋内作業労働者(石綿取扱作業の周囲作業者を含む。))	違法 ・S50.10～H18.9 (屋内建築労働者(間接職員を含む。))	違法 ・S47.10～S50.9 (吹付け工。ただし、送気マスク) ・S49.1～H7.3 (建設屋内石綿切断等作業労働者(石綿吹付け作業の間接職員を含む。))	違法 ・S50.10～H18.9.1 (屋内建築労働者(間接職員を含む。))	違法 ・S50.10～H7.3 (屋内建築労働者)	違法 ・S58.1～H18.9 (屋内建築労働者)	違法 ・S51.1～H7.3 (屋内建築労働者)
②警告表示の義務付け等	違法 ・S58.1～H7.3 (屋内作業労働者(石綿取扱作業の周囲作業者を含む。)) ※警告表示「等」に安全衛生教育の内容の改正も含む。	違法 ・S50.10～H18.9 (屋内建築労働者(間接職員を含む。))	違法 ・S47.10～S50.9 (吹付け工) ・S49.1～H18.9 (建設屋内石綿切断等作業労働者(石綿吹付け作業の間接職員を含む。)) ・H14.1～H18.9 (建設屋外石綿切断等作業労働者)	違法 ・S50.10～H18.9.1 (屋内建築労働者(間接職員を含む。))	違法 ・S50.10～H7.3 (屋内建築労働者)	違法 ・S58.1～H18.9 (屋内建築労働者)	違法 ・S51.1～H18.8 (屋内建築労働者)
③集じん機付き電動工具の義務付け	違法なし	違法なし	違法なし ・S49.1～H18.9 (建設屋内石綿切断等作業労働者) ・H14.1～H18.9 (建設屋外石綿切断等作業労働者)	違法なし	違法なし	違法なし	違法なし
④製造等禁止	違法なし	違法なし	違法なし	違法 ・H3末～ (屋内建築労働者)	違法なし	違法なし	違法なし
一人親方等(非労働者)に対する責任	否定	肯定	肯定	肯定	否定	否定	否定
基準懸念料	1300～2500万	1300～2500万	2900～2800万	1500～2700万	1300～2500万	2400～3000万	1200～2700万
①～④に関する国責任範囲	損害の1/3を限度 ※就労期間が短い者、被曝量が高まる者は算入。	損害の1/3を限度 ※就労期間が短い者、被曝量が高まる者は算入。	損害の1/3を限度 ※就労期間が短い者、被曝量が高まる者は算入。	損害の1/2を限度 ※就労期間が短い者、被曝量が高まる者は算入。	損害の1/3を限度 ※就労期間が短い者、被曝量が高まる者は算入。	損害の1/3を限度 ※就労期間が短い者、被曝量が高まる者は算入。	損害の1/3を限度 ※就労期間が短い者、被曝量が高まる者は算入。
建材メーカーの責任(敗訴メーカー数)	責任あり(4社)	責任なし	責任あり(10社)	責任あり(8社)	責任なし	責任なし	責任あり(2社)
今後の予定等	最高裁に係属中	上告受理申立て中	上告受理申立て中	上告受理申立て中	福岡高裁に係属中	札幌高裁に係属中	東京高裁に係属中

※建築基準法に関しては、全ての高裁及び地裁判決において「違法なし」と判断されている。